

特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、競争入札参加資格確認申請及び入札を郵便により行うほか、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）により行います。

令和7年4月11日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

次期奈良県建設工事等電子入札システム導入・運用保守業務

2 委託内容

次期奈良県建設工事等電子入札システム導入・運用保守

3 委託期間

(1) 導入期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 運用期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県県土マネジメント部建設産業課ほか

5 その他詳細は、入札説明書によります。

第2 入札方法

1 入札は、電子入札システムを利用して行います（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm>から確認できます。）。

2 郵便入札の可否

電子入札システムを利用できない場合は、郵便による入札書の提出により入札に参加することができます。

3 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することが

できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q2電算業務①システム開発に登録をしているものであること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（直通）

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 平成27年4月1日以降、公告日までに完了した、「電子入札システムの開発及び運用保守業務」の元請実績（国又は地方公共団体が発注したものに限り、）を有し、誠実に履行した者であること。
- (5) この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

第4 入札手続等

1 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 交付方法 奈良県会計局総務課の奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイトのホームページからダウンロードしてください。ダウンロード時間は、午前6時から午後11時までです。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/26215.htm>

- (2) 交付期間 令和7年4月11日（金）から同年5月14日（水）まで

2 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、第3に示す要件を満たしていることについての確認を受ける必要があります。

- (1) 提出期限

令和7年5月14日（水）午後5時まで（期限までに到着したものののみ有効とします。）

(2) 提出場所

第5の1に同じ。

(3) 提出方法

ア 入札を電子入札システムにより行う場合

競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出するとともに、入札説明書に定める提出書類を郵便又は持参により提出してください。

イ 入札を郵便により行う場合

競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に定める提出書類を郵便又は持参により提出してください。

(4) 申請書等の作成に要する費用

申請者の負担とします。

(5) その他

提出された申請書等は、返却しません。

3 入札説明会の開催

実施しません。

4 入札の手続

(1) 電子入札システムによる入札

電子入札システムにより、入札書に必要事項を入力し、入札金額内訳書を添付して、競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から令和7年5月28日（水）午後5時までの間に電子入札システムのサーバーへ入札書が到着するように送信しなければなりません。

なお、電子入札システムの利用可能時間は、月曜日から金曜日まで（奈良県の休日定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。）の午前8時30分から午後8時までです。

(2) 郵便による入札

書留郵便に限ります。書留郵便の封筒の表面に「令和7年5月29日開札 次期奈良県建設工事等電子入札システム導入・運用保守業務に係る入札書在中」と朱書し、令和7年5月28日（水）午後5時までに第5の1に示す場所へ到着す

るようにしてください。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（２回目）を行う場合がありますので、初度入札（１回目）に係る入札書と再度入札（２回目）に係る入札書の提出を認めるものとします。

詳細については、入札説明書によります。

５ 入札の場所等

(1) 場所 建設工事等開札室（奈良県分庁舎 6 階）

(2) 日時

令和 7 年 5 月 2 9 日（木）午前 9 時 3 0 分

第 5 問合せ先

1 入札手続等に関する問合せ先並びに契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒 6 3 0－8 5 0 1 奈良市登大路町 3 0 番地

奈良県県土マネジメント部建設産業課入札契約係（奈良県分庁舎 6 階）

電話番号 0 7 4 2－2 7－7 4 8 6（直通）

2 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0 5 7 0－0 2 1－7 7 7

受付時間は、月曜日から金曜日まで（休日を除きます。）の午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までです（正午から午後 1 時までを除きます。）。

Email sys-e-cydeenasphehelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第 6 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

奈良県契約規則（昭和 3 9 年 5 月奈良県規則第 1 4 号。以下「規則」といいます。）第 4 条に定めるところによります。

3 契約保証金

規則第 1 9 条に定めるところによります。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 規則第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ＩＣカード」といいます。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ＩＣカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のＩＣカードを使用した者のした入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された入札
- (6) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (7) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札

5 契約書作成の要否

要します。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

8 手続における交渉の有無

無

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第7 Summary

- 1 Subject of bid: Introduction, operation and maintenance of the next electronic bidding system for Nara Prefecture construction projects
- 2 Deadline for bid applications by mail: 5:00 p.m. on May 28, 2025

- 3 Deadline for bid applications by electronic bidding system: 5:00 p.m.
on May 28, 2025
- 4 For further information, please contact: Construction Industry Division,
Infrastructure Management Department,
Nara Prefecture 30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN
Tel. 0742-27-7486 (direct line)